

裸麥

北海道	一六、五一九・八	一三六、二一九	四、七七四・四	〇・四〇六	二、三九四	〇・二〇八	九、五七〇	〇・〇七六
前四十三縣分	四五三、〇二〇・二	六、六一五、九一三	五九、八〇二・八	〇・一五二	四六二、〇二八	〇・〇七五	七六〇、五二四	〇・一三〇
計 (全函國)	四六九、五四〇・〇	六、七五二、〇四二	六四、五七二・二	〇・一五九	四八五、四三二	〇・〇七七	七七〇、〇八四	〇・二一九
小 麥								
北海道	三六、〇五五・五	三四二、七三五	一、六二〇・八	〇・〇四七	五、一七九	〇・一七八	二五、三五四	〇・〇八〇
前四十三縣分	七八九、六九四・八	一〇、三二七、五六六	一七〇、六一五	〇・〇二二	二、四七五、二四六	〇・一九三	一七六、二四	〇・〇〇二
計 (全函國)	八二五、七五〇・三	一〇、六七〇、二九一	一五、四九〇・七	〇・〇一八	二、四三三、四六七	〇・一八五	四二、九七八	〇・〇〇四

(備考) 麥實收高の報告は收穫期の關係に依り北海道は十月二十日限、東北六縣及長野縣は九月二十日限、茨城外三府三十四縣は八月二十日限、沖繩縣は六月二十日限の四回とす。

第二回優良多子家庭表彰に關する厚生省人口局の附帶調査の發表

今昭和十六年十一月三日の佳節に行はれた第二回優良多子家庭の表彰に際し厚生省人口局に於て集計せる附帶調査の概況説明及び集計結果を掲ぐれば以下の如くである。なほ昨年度の集計結果は本誌第一卷第九號本欄所載の如くである。

優良多子家庭の調査概況

一、本年度優良多子家庭の表彰に關しては本月十六日附を以て各地方長官に對し夫々通牒が發せられたのであるが其の調査期日及表彰條件は共に第一回の昨年度表彰と同じく五月三十一日現在に於て父母を同じくする嫡出の子に於て満六歳以上の者十人以上を天災地變等不可抗力に因るの外一人も缺かさず父母自ら心身共に健全に育成した善良堅實な家庭に付

之が調査を進めたのである。

二、而して調査は直接には市區町村長が之に當り各地方長官の再調査と其の内申に係るものに付審査したのであるが其の概況は次の通である。

即ち表彰決定家庭は二、一四五家庭であつて其の道府縣別内譯は北海道の二六四を筆頭に、静岡の一〇

〇、愛知の九二、鹿児島の一、栃木の八九、愛媛の八四、東京の八三等之に尋ぎ少いのは福井、高知

の各八、鳥取、佐賀の各九、石川の一〇、島根の一

一家庭等で其の順序は大體昨年度表彰家庭數の順序と同様であり、數からすれば昨年度表彰の一〇、六

二二家庭の約五分の一であるが之は昨年度表彰したる家庭は本年は之を表彰しないこととしたことに依るものである。

三、而して其の内容を二瞥するに父母共に現存する家庭は一、六九八にして全體の七割九分強に當り父のみ家庭は二二二、母のみ現存する家庭は三三六となつて居り子女數の最も多き家庭は一五人で之が

一家庭(北海道)あり以下一四人が九、一三人が四四、

一二人が二〇三、一人が五五五、一〇人が一、三

三三家庭となつて居り、其の家庭の主たる職業は依然農業が六割二分強の首位を占め商業の九分、工業の七分二厘等之に次ぎ之を上中下の經濟狀態別に見るに中程度に屬する家庭が昨年度と同じく全體の六割強を占めてゐる狀況である。

四、尙父母の年齢と子女數との關係、父母の結婚時年齢別該當家庭數、父母の年齢差調、父と母の同胞數(兄弟姉妹)關係別調、子女の乳兒期に於ける食物及

調査期日現在に於ける職業調、結婚後第一子分娩時所要年數調等に付ては目下調査中にして不日發表出来る豫定である。

五、而して今回表彰された家庭に對しては是亦昨年度と同じく厚生大臣の表彰狀の外記念品として額縁が十一月三日の佳節に際し各地方長官を通じ各地方廳に於て傳達される筈である。

六、尙各地方廳に於ては傳達式後人口増強と母子保護思想の啓發に關し各座談會若は講演會等が開催される豫定である。

優良多子家庭に関する調査集計に

就て

一、本調査は曩に、其の概略に付發表した。来る十一月三日表彰の二、一四五優良多子家庭の集計にして、之を實際施策の一資料とするに付ては尙精密調査を要するものもあるも、一先づ各道府縣報告の集計を基礎に之を調査取纏めたもので、其の大體の状況は次の通である。

二、先づ全體に付て概観するに、其の数が町村に多く、又農業に従事する者(六二%)が壓倒的多數であること昨年度表彰の場合(六五%)と同様であり、之ほ其の子女(二一、四一人)の職業に付て見ても同傾向(四三%)にして依然農村は人的資源の涵養地乃至貯水地と謂ひ得るものがある。

三、而して父母の状況を見るに現在の年齡父は五〇歳以上五五歳未満(五六四)母は四五歳以上五〇歳未満(六二五)の者最も多く以下父は五五歳以上六〇歳未満(四五〇)六〇歳以上七〇歳未満(四一四)、母は五〇歳以上五五歳未満(五七七)、五五歳以上六〇歳未満(三〇四)等之に次ぎ、子女十人以上を出産するに要したる期間は二〇年以上二五年迄のもの七割三分

(就中二三年のもの最も多く其の割合全體の一割五分強)で斷然多く、長きは三五年を要し、早きは十五年のもの各四件あり、又母の第一子を生みたる年齡は二〇歳以上三五歳未満のもの一、一二四件で五割二分に當り、十五歳以上二〇歳未満のもの四割二分で之に次いで居り、末子分娩時年齡は四〇歳以上四五歳未満のもの六割八分で最も多く、中には五〇歳以上にして出産したるものも一件あり、更に又結婚後第一子を分娩する迄の所要年數は一年以上二年未満のもの四割三分で最も多く以下一年未満のもの(三割九分)、二年以上三年未満のもの(一割一分)及三年以上のもの(四分)の順序となつてゐる。

四、次に父母の結婚時年齡は父母共に二〇歳以上二五歳未満のものが斷然多く所謂適齡期結婚の實踐者であることが判り、その年齡差も三歳乃至五歳のもの最も多く六歳、二歳等が之に次いで居る。尙父母の同胞數に付て見るに其の四、五、六人同志の組合せ最も多きも中には父母共に同胞の全然無いものも一二組ある。

五、而して經濟状態は曩の發表にも一言觸れたのであるが、之を上、中、下に大別して見るに、其の數は各分類職業共殆ど全部が中、下、上の順序となつて

居り殊に中程度に屬するものが昨年度同様全體の六割一分強に達してゐることは以て注目するに足るものがある。

六、次に子女の状況に付て見るに、各子女は殆ど全部が一年乃至四年の間隔を置き、就中二年乃至三年での出生が最も多く、其の乳兒期は母乳が九割五分強で斷然多く、混合(二分強)及人工(一分強)榮養が之に次ぎ、母乳の重要なる且本表彰家庭の母親の健康體は之を以て推測するに難くない。

七、而して子女の養育中最も困難を感ずると謂はれる教育關係に付て見るに、子女中には現在尙勉學中の者もあるも大體に於て其の兩親(父は八割五分強、母は八割二分強)と同じく、國民學校修業者が全子女の八割四分強を占めて居り、中等學校(一割)以上の進學者は比較的に少きも之は經濟的理由のみならず本表彰家庭が農村方面に殊に多き地理的關係にも少からず左右されて居るものと見られるのである。

八、然して之等多數の子女は前にも一言した様に各、自らの職場々々に活躍して居ること昨年度下人口増の緊切なるものあるとき誠に心強き限りである。

第一表 該當家庭數調

	父母共に現存する家庭	父のみ現存する家庭	母のみ現存する家庭	計
市	三〇一	二四	九〇	四一五
町	四六八	二六	七三	五六七
村	九二九	七一	一六三	一一六三
計	一、六九八	一二一	三二六	二、一四五

第二表 滿六歳以上子女數別該當家庭數調

	子女數					計
	一人	二人	三人	四人	五人	
市	一〇	一一	一三	一四	一五	四一五
町	三五	一八	七	二	一	五六七
村	四五六	八四	二五	一	一	一一六三
計	九一九	一九一	四六	六	一	一一六三
該當家庭總數に對する百分比	一、七〇〇	三三八	八九	一五	三	二、一四五
	七九	一六	四	一	一	





就學せざる者	計	二、一四五
大	計	一七六
大	在學	一
大	卒業	一五
大	中退	二
大	在學	二〇
大	卒業	二一
大	中退	六七

第二表 教育程度別母の數調

小學校	尋常科	一、一九一
小學校	高等科	一九三
中等學校	中退	三四五
中等學校	卒業	一六
中等學校	中退	五〇
中等學校	卒業	二
中等學校	中退	二
中等學校	卒業	一
中等學校	中退	一
大	計	一

第一四表 父母の經濟狀態及子女の性別教育程度別子女數調

子女の教育程度	父母の經濟狀態	尋常科		高等科		中等程度學校		專門程度學校		同大程度及		未就學	計
		在學	卒業	在學	卒業	在學	卒業	在學	卒業	在學	卒業		
上	男	一三六	六〇	二六	四一	八〇	一六一	三	四	二六	六	一	一、〇五
上	女	一三六	六〇	二六	四一	八〇	一六一	三	四	二六	六	一	一、〇五
中	男	一、〇九四	九六	三三	三七七	二七二	二七二	三	三	三	三	二	七、四八四
中	女	一、〇九四	九六	三三	三七七	二七二	二七二	三	三	三	三	二	七、四八四
下	男	五〇七	七三	一〇	一、一〇四	六二	六二	一	一	一	一	一	七、三〇〇
下	女	五〇七	七三	一〇	一、一〇四	六二	六二	一	一	一	一	一	七、三〇〇
計	男	四、〇六六	一、三三八	七三	一、二〇四	一、二七二	一、二七二	一	一	一	一	一	二、八八八
計	女	四、〇六六	一、三三八	七三	一、二〇四	一、二七二	一、二七二	一	一	一	一	一	二、八八八

就學せざる者	計	二、一四五
上	計	一、三二二
中	計	一、一四五
下	計	一、一四五

第三表 職業及經濟狀態別該當家庭數調

職業	上	中	下
計	二四八	一、三二七	五八〇
無職	九	三一	一一
其他の有業者	九	七五	六七
家事使用人	二	五	四
公務自由業	一九	四〇	九
交通業	五	二〇	一一
商業	四二	一四四	三五
工業	三四	八七	三二
鑛業	一	一九	八
水産業	二	七一	二四
農業	一、二五	八四五	三七九
計	一、一四五	一、一四五	一、一四五

